

平成24年 第3回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成24年2月9日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成24年2月9日

## 東京都教育委員会第3回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

- 第7号議案 「都立高校改革推進計画・第一次実施計画」の策定について
- 第8号議案 東京都立図書館特別文庫資料専門員の設置に関する規則の制定  
について
- 第9号議案 東京都教育委員会銃砲刀剣類登録審査委員規則の一部を改正する規則の制定について
- 第10号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 第11号議案 「東京都障害者スポーツ振興計画」の策定に関する意見聴取について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 「統一体力テスト及び広域歩数調査」の結果について
- (2) 条例案を教育長の臨時代理で処理したことについて
- (3) 第8期東京都生涯学習審議会建議について
- (4) 平成24年度教育庁主要施策について

委員長	木村 孟
委員	内館 牧子
委員	竹花 豊
委員	瀬古 利彦
委員	川淵 三郎
委員	大原 正行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大原 正行
	次長	庄司 貞夫
	理事	高野 敬三
	総務部長	松山 英幸
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	谷島 明彦
	指導部長	坂本 和良
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	前田 哲
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	廣瀬 丈久
	人事企画担当部長	白川 敦
（書記）	総務部教育政策課長	八田 和嗣

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成24年第3回定例会を開会します。

取材・傍聴関係です。報道関係は、日本経済新聞社ほか6社、合計7社から、個人は、合計8名からの取材・傍聴の申込みがありました。また、MXテレビからは、冒頭のカメラ撮影の申込みがございましたが、許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回1月12日開催の第1回定例会の会議録につきましては、先日本配りしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ、この場で承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第1回定例会の会議録については承認いただきました。

1月24日開催の臨時会及び前回1月26日の第2回定例会の会議録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認をいただきたいと存じます。よろしくをお願いします。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題等のうち、報告事項（5）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取扱います。

## 議 案

第7号議案 「都立高校改革推進計画・第一次実施計画」の策定について

【委員長】 第7号議案、「都立高校改革推進計画・第一次実施計画」の策定について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 本議案は、新しい都立高校改革推進計画と、その第一次実施計画の策定について付議するものです。都立高校改革については、一昨年から集中討議などで検討を重ね、昨年9月に都立高校の現状の課題を分析した白書を公表し、11月に新しい計画の骨子を発表しました。その後、その骨子について広く都民から意見を集めるとともに、都立高校の教職員の皆さんからも現場の声を聞いてまいりました。意見の内容については、本日、参考資料として配付してあります。説明は省きますが、計画の骨子にあります改革の方向に賛同し、施策の具体化を求める意見が多く出されました。そうした意見も参考に、この計画案をまとめました。

第7号議案資料の2ページを御覧ください。平成9年に現行計画を策定して以降の教育基本法改正など、その後の社会変化、現在の都立高校に依然として様々な課題があること、新たな都立高校改革計画を策定する必要があることなどについて述べています。

4ページを御覧ください。新しい都立高校改革推進計画の目的と目標を記載してあります。「真に社会人として自立した人間を育成すること」を目的とし、この目的を具現化するため五つの目標を立てています。目標Ⅰが「社会的自立の基盤となる力の確立」として、知・徳・体の力を確立することです。目標Ⅱが「変化する社会の中での次代を担う人間の育成」として、職業的自立に必要な力を付けることと、グローバル社会に対応できる力を付けることを内容としています。これらを含めて五つの目標を立て、その下に各施策を体系化してあります。

5ページを御覧ください。本計画の計画期間は10年間としていますが、3年から4

年ごとに具体的な実施計画を策定することとしており、今回御決定いただきたいと考えているのは、そのうちの平成24年度から27年度までの第一次実施計画です。

なお、第二次あるいは第三次実施計画策定の際には、それまでの事業について評価・検証を行い、必要な計画修正を行いたいと考えています。

6、7ページは施策の体系図、9ページからが計画の具体的な内容になります。

10、11ページに、五つの目標ごとに、本計画の主な取組を通じて都立高校をどのように変えていくのか、要点を記載しました。

この後、主な取組について説明します。

15ページを御覧ください。学力向上の部分ですが、「ア『都立高校学力スタンダード』の策定」では、都立高校を卒業するまでに生徒が習得すべき学力の水準である「都立高校学力スタンダード」を、都教育委員会が学校の設置目的に応じて策定します。各学校はそれに基づいて自校の学力スタンダードを設定し、校内で統一的な指針に基づき卒業までに生徒が習得すべき学力を着実に身に付けさせるようにします。都教育委員会としては、生徒の学習到達度を測定するようにしたいと考えています。

19ページを御覧ください。「(1) 社会貢献意識とその実践力の育成」ですが、社会貢献意識をどのように身に付けていくかということです。都立高校生を対象とした調査によると、都立高校生の多くは社会のために貢献したいという意識を持っていますが、具体的な実践の機会が足りない状況があることが明らかになっています。そこで、今回の震災も踏まえ、防災活動を通じて社会貢献の意識、実践力を育てていくことを考えました。このことを通じて、世のため人のために尽くす精神を養っていきたいと考えています。具体的には、生徒による「都立高校防災活動支援隊」（仮称）を結成し、東京消防庁などと連携した災害時の支援活動、その擬似体験を行います。また、全都立高校において宿泊防災訓練を実施するなどの取組を考えています。

20ページ、「(3) 道徳教育の推進」として、東京都独自の高校生向け道徳教材を作成したいと考えています。また、人間関係の構築に必要なコミュニケーション能力を向上させること、生徒が現実に直面する社会の様々な課題に対応できる社会人基礎

力を習得させることを方針とし、そのためにどのような具体的な取組が可能か、今後さらに検討を進めていきたいと考えています。

27ページから28ページにかけての「(1) キャリア教育の推進」は、職業的自立意識を育てる上で決め手となる取組と考えています。現行の都立高校改革で設置した総合学科高校において、「産業社会と人間」、「課題研究」という科目を設けてキャリア教育を実施して一定の成果が上がってきています。このようなキャリア科目を普通科の高等学校でも導入していきたいと考えていますが、この部分は都立高校の教員だけでは十分な取組ができないため、企業やNPOの協力をいただき、生徒が社会や職業について実感を持って理解できるような教育プログラムを、外部機関の力を借りて開発し、実施していきたいと考えています。

30ページ、「ア 『次世代リーダー育成道場』の実施」ですが、様々な調査で明らかになっている若者の内向き指向を打破し、世界に<sup>こ</sup>伍して活躍できる次世代リーダーを育てることを目的にして、高校在学中に海外に留学させる東京都独自のプログラムを実施します。初年度である平成24年度は、短期（1か月）の海外体験研修コースを100人、長期（1年間）の留学コースを50人予定しています。以後、順次拡大していきたいと考えています。

35ページ、「(1) 教員の『プロ意識』の<sup>かんよう</sup>涵養」ですが、生徒を直接指導する教員の使命感や資質能力を向上させることが、本計画全体を成功させるための必須の条件と考えています。そのための取組として、指導力の高い教員を指導教諭に任命し、他の教員を指導させる体制を構築して、教員全体の資質向上を図りたいと考えています。

50ページ、「(3) 責任をもって生徒を卒業させる仕組みづくり」を御覧ください。都立学校には様々な学校がありますが、普通科高校の中でも、学力などで課題を抱えた生徒が多数在籍している学校があり、このような学校では生徒の進路が多様です。進学する生徒、就職する生徒もいますが、一番大きな問題として、進路が未決定のまま卒業する生徒、中途退学する生徒の存在があります。このような学校においては、

生徒の社会的・職業的自立を支えるためのキャリア教育を充実すること、また、基礎学力を身に付けさせることが重要と考えています。

これまでにない取組ですが、こうした普通科高校においても職業教育を導入していきたいと考えています。また、単位制の仕組みを活用し、全日制であれば3年という修業年限がありますが、その修業年限を超えた在籍が可能となる仕組みをつくり、基礎学力が確実に定着するまで在籍させるような具体的な仕組みを構築していきたいと考えています。こうした生徒は、高等学校に入学していきなり課題が生じたわけではなく、中学校時代からの課題を引きずっているため、高等学校での指導につなげられるよう、中学校段階での一人一人の状況を的確に把握できるようにするため、中学校との連携を深めていきたいと考えています。

幾つかの取組を取り上げて説明しました。本日、御決定いただけましたら、この後、プレスに発表し、各方面に説明していきたいと思えます。また、今回は計画の段階であり、具体的な取組に入っていくために必要な検討がまだまだあります。個々に検討を進め、案件ごとに教育委員会に付議あるいは報告していきたいと考えています。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。本件について、冒頭、部長から説明がありましたように、懇談で何回か議論してきていますが、いかがでしょうか。御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

**【内館委員】** 51ページ、「ア 進路多様校の改善」として、「普通科高校に適した職業科目の在り方」ということですが、普通科高校の中で、どのような形で職業科目を具体的にできるのか、随分と多様化してくると思えます。一つには、例えば工業科や商業科などの専門高校の志望状況が低迷していることと、生徒たちが入学後の学習内容等を十分に把握しないでそこに進学してしまったために退学するケースも少なくはない、そういう状況を踏まえてのことであろうと思えますが、「普通科高校に適した職業科目の在り方」というのは、きちんと効果が出るものか不安を覚えますが、いかがでしょうか。



【都立学校教育部長】 高等学校に進学する段階で、中学校において、より適切な進路指導がなされれば、職業高校を選択してほしいという気持ちが一方ではありますが、昔は家庭の経済状況で、就職するのだから職業高校に進学するということがありました。しかし、現在の家庭の経済状況を考えると、そういう状況ではありませんので、どうしても、保護者や本人としても、その段階では、まだいろいろな可能性がある普通科高校に進学させたいという思いが強いのが現状だと思います。

ですから、キャリア教育が重要と考えていますが、普通科高校で受け入れて、高校1年生あるいは2年生になった段階で、大学に進学することが自分の適性に合っているかどうかを考えさせ、自分に合った職業を考えさせ、その段階、つまり普通科高校の2年生ないし3年生の段階で、選択科目として工業科目なり商業科目を選択できるようにしていけないかと考えています。

【内館委員】 そうすると、普通科高校に入学して大学を目指す子ども中には当然多いわけで、その子たちと並行させながら、選択で進めていくということですね。

【都立学校教育部長】 はい。その際に、職業高校には実習施設がありますので、近隣の職業高校と連携して、そちらを使うことも考えられます。あるいは、施設設備がある現在の職業高校を普通科高校に転換して、そこで受け入れていくという方法もあるだろうと考えています。

【内館委員】 わかりました。

【委員長】 ほかにありませんか。

【瀬古委員】 30ページのところで、確認です。平成24年度の留学生は何人ですか。

【都立学校教育部長】 平成24年度は全体で150人を予定していて、そのうち100人を1か月の短期コース、50人を1年間の長期コースとして考えています。

【瀬古委員】 いつから行くということは、まだ決まっていないですか。

【都立学校教育部長】 具体的には今後詰めます。

【瀬古委員】 新年度から実施できそうですか。

【都立学校教育部長】 平成24年度から実施します。今、内部的な準備を進めてい

ます。

【川淵委員】 それに関連して、1年間の留学というと、途中で挫折する生徒が出てこないとも限らないので、そういう生徒に対して援助していくことの仕組みを考えてほしいと思います。

話は違いますが、東京都では習熟度別のクラス編成を推進していると理解していいですか。

【都立学校教育部長】 はい、そのとおりです。

【川淵委員】 現実にそういうことを実施している学校も何校かあって、実施している全体のパーセンテージはどのくらいですか。

また、クラス別の習熟度クラス編成が一番大事だと思うので、学力の向上は、それをいかに多く具現化していくかが重要であると私自身は思っています。そういうことに対する強い東京都教育委員会の意思があるのか、ないのかです。というのは、それをもっと促進すべきではないかと思っていますが、現実の実態はどのような感じでしょうか。

【都立学校教育部長】 高等学校は入学の段階で入学選抜をしていますので、中学校に比べると、少なくとも入学の時点では学力の差がそれほどありません。ただ、その後がありますからね。

【川淵委員】 それはわかります。その後、高等学校でも相当差があるわけで、そういうところを厳格に行うことが全体の学力向上と、後れている生徒にもきちんと教えられるということが習熟度別のクラス編成であるわけでしょう。それを強力に推し進めるほどの意思は東京都教育委員会にはないのでしょうか。

【都立学校教育部長】 現に都立高等学校においては、ほとんど、教科によって習熟度編成の授業を実施しています。

【川淵委員】 ほとんど実施しているわけですか。

【都立学校教育部長】 はい。どうしても学力の差が明確になる数学や英語を中心に、実施しています。

【川淵委員】 わかりました。

【竹花委員】 これは随分といろいろ議論してきて、私も意見を申し上げてきましたが、このような計画や未来像というものがたくさん出てまいります。私の基本的な感覚としては、計画や未来像を立てることに力を注ぐよりも、施策の具体的な説明を聞いて、それをいかに実現するかということに力を注いだ方が良いという観点で申し上げてきました。ここまでまとまったものをあえて否定することはしませんが、この計画を策定したことで終わらないように。先ほど部長からも説明がありましたが、しっかり実践して行ってほしいと思います。

その際に、私たち自身も反省を込めなければいけないことがあります。この種の計画を立てる上で、なぜこの計画が必要かということは、今までの教育の在り方に足らざるものがあって、あるいは、時代に追いついていない側面があって、こうした新しいものが出てきているということをごきちんと自覚した上で対処することが必要だと思います。

一般論になりますが、例えばゆとり教育について、目標とした個人の自立力、生きる力、考える力といったものを標榜<sup>ひょうぼう</sup>しながら、その目的を達し得ず、むしろ逆の方向に進んでしまったという教育の実態を考えると、教育行政に向けられた国民の批判は大きなものがあるだろうと思います。私の目から見ても、遅くて、鈍くて、結果を問わない教育行政と言っていいだろうと思います。これを、迅速で、敏感で、実効性を伴う教育行政に何とか変えていきたいとかねがね思っているところで、それなりの努力もしてきました。また、皆さん方も努力し、一部実行はされているものの、まだまだこれからであると感じています。

今回の計画の中には、こういうものを打破するような施策も含まれていて、あるいは、それを期待させるような考え方も示されていることは事実ですが、幾つか従来ベースの発想でものを考えているところも見られます。例えば、キャリア教育に書かれている部分です。これは従来から言われてきたことで、今に始まったことではありません。平成24年度はプログラムを作りますというところで作業を進めようとしていま

す。これは時代後れも甚だしい、全く時流に合わないものだと思います。

そうした点を含めて、どのようにしてこの中に盛り込まれた、必要であるとした施策を迅速に実効的に進めるかということについて、今後更なる努力が必要だと思いますので、その点を是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

また、今回の計画に盛り込まれていない様々な課題も、今後、検討の過程で生まれてくると思います。この計画にあるか、ないかが、施策を進める上での基準にならないよう、是非とも考えてもらいたいと思います。

この計画内容の問題で、内館委員からも御意見がありました。商業高校、工業高校、普通高校、どのように割り振りを考えるのか、今後どうしていくのかということについては非常に大きな問題です。その中で、是非とも一つ考えてもらいたいのは、今、社会が求めている人材をどのように社会に送り出していくかということは一つの大きな課題ですが、今、社会の中で非常に深刻であると言われているのは、医療・介護分野が非常に広がっているにもかかわらず、この分野の人材不足です。このことは、高齢化社会を踏まえてこれから変わらない傾向だと思います。このような課題に対し、都立高校が、意識を持ってどのように都立高校の在り様を変えていくのかということも、大きくて緊急の課題であると思います。これらのことを含めて、都立高校が社会に向かって、良い人材、必要な人材を輩出していくような高等学校の在り方を、これまでも着手してきましたが、この問題についても抜本的に取り組んでももらいたいと思います。

いずれ、ここに書かれている学力の問題についても、言うは易く行うは難し、どのようにして子供たちの学力を上げていくのか、あるいは、どうすれば社会で自立していける子供たちを育てることができるのかということは非常に大きな問題です。その前提となるのは、子供たち自身がその気になるということでありまして、我々の側でどんな器を用意しても、中ではがんばる子供たちが出てこないことには話が進まないと思います。そういう意味で、子供たちが本気で社会人として自立するという気構えになってもらうか、そこについても新たな工夫が必要だと考えます。そういう点を含め

て、この計画が実効的なものになるように、ここには書かれていない施策が必要であると思いますので、その点についても十分な検討をお願いしたいと思います。

以上です。

【委員長】 私からも問題提起をしたいと思います。

この中には重要なことがたくさんありますが、特に二つのことが重要であると思います。一つは、15ページの「ア 『都立高校学力スタンダード』の策定」に関することです。スタンダードを策定することはさほど難しくありません。なぜならば、学習指導要領があって、その内容を教育課程の中に散りばめてあり、今の日本は、履修主義ですから、一つの科目について授業を受け、それで期末考査を受けて通れば身についていると判断します。しかし、もうそういう時代ではなくなっているところが問題です。今、国際的に議論になっているのが、何度かここで申し上げましたが、ラーニングアウトカムです。つまり、学習をした結果、どのような資質なり能力が身に付いているかということで、それをいかにして測定するかが非常に大きな問題になっています。これについては、まだ定説がありません。各国で盛んにラーニングアウトカムということを書いて、アメリカの幾つかの大学ではこの問題に鋭意取り組んでいるところもあります。ということで、是非、設定した標準に到達しているか、していないかを測定する仕組みを東京都でも何とか構築してもらいたいと思います。これには多分調査研究会等のようなものを設置する必要があると思いますが、残念ながら、日本にはこの問題についての研究者がほとんどいません。最近いくら若い人が出てきましたので、そういう人に相談して、短時間に、何か方法がないか、是非検討してもらいたいと思います。

もう一つはキャリア教育です。今、竹花委員がおっしゃいましたが、文部科学省でずっとキャリア教育、職業教育という議論をしていますが、結論らしいものは、未だ出ていません。一体何がキャリア教育なのか、キャリア教育をどうすれば良いかということが未だ良くわかっていません。これも是非東京都で、先ほど申し上げた調査協力者会議あるいは研究協力者会議等を立ち上げて、どういうものが今の子供たち、若

者にキャリア教育としてふさわしいのか、その研究をしてもらいたいと思います。ただキャリア教育、キャリア教育とお題目のように唱えても実効は上がらないので、是非、時間がかかっても研究を進めてもらいたいと思います。世界中が呻吟<sup>しんぎん</sup>しているのは、高等教育のレベルですが、後期中等教育の場合は、高等教育よりは比較的答えを見つけやすいという気がしていますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

部長、何かありますか。

【都立学校教育部長】 先ほど申し上げましたが、これはまだ計画の段階ですので、内容には積み残しの課題がたくさんあります。教育庁の総力を挙げて、詰めて実施していきたいと思っています。

【委員長】 今の日本は履修主義ですね。それを修得主義にもっていこうという趣旨がこの中に盛り込まれていますから、是非よろしくお願ひしたいと思います。

【都立学校教育部長】 はい。

【委員長】 よろしゅうございますか。

【川淵委員】 今、英語教育を小学校から行うということになっていますね。しかし、言語能力というものは、日本人としていかにしっかりと国語を学んでいくかということが全てで、その後というか、同時に良いですが、英語教育があると思います。そういう思想で、都立高校改革推進計画はそこに優先順位を置いているという考え方でよろしいですか。

【都立学校教育部長】 はい。とても重要なことと考えていまして、16ページの「ウ 言語能力向上のための取組」のところで、「国語をはじめとしてすべての教科等で、記録、説明、批評、論述、討論などの実施や読書の機会の拡充などにより生徒の言語能力向上を図ります」ということで、国語が中心になると思いますが、ここで言う言語能力を鍛えていく必要があると考え、これは重点的に取組んでいくことにしています。

【委員長】 新指導要領では、言語と体験が大きな軸になっています。それを中心にして基礎的な知識を活用にもっていこうというはっきりとした方針が出ていますか

ら、東京都も当然それに従って実施する必要があると思います。言語に関しては、今までの学習指導要領に比べるとはるかに大きな力点を置いていますので、今後、生徒の言語能力は相当変わるのではないかと思います。

【川淵委員】 「言語」とすると、英語も言語でしょう。

【委員長】 いえ、いきなり「国語」とは言わないで「言語」という言い方をしていますが、国語です。

ほかに、御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、いろいろ課題があると思いますが、今後、課題が出てきたら改善していくことが必要と思いますが、そういう意味では意欲的なものができたかと思います。それでは、この件については原案のとおり承認いただきました。

第 8 号議案 東京都立図書館特別文庫資料専門員の設置に関する規則の制定  
について

【委員長】 第 8 号議案、東京都立図書館特別文庫資料専門員の設置に関する規則の制定について、説明を、地域教育支援部長、よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 第 8 号議案、東京都立図書館特別文庫資料専門員の設置に関する規則の制定について説明します。

本議案は、都立図書館における特別文庫資料の保存及び活用促進等を行う非常勤職員を設置するため、規則を制定するものです。

第 8 号議案資料の 2 枚目、「参考資料」を御覧ください。「平成 24 年度組織及び職員定数方針」は東京都の方針ですが、「民間にできることは民間に委ねるとの原則の下、業務の切り分け等工夫することで民間委託を一層拡大するとともに、非常勤職員、人材派遣、任期付職員の積極的な活用を図ること。」となっています。この方針に基づいて、特別文庫資料整備体制について記述しています。平成 23 年度は 5 名の体制で

運営していたものを、平成24年度は定数を1名削減して常勤職員4名と非常勤職員2名で行います。

議案資料（8）の1枚目を御覧ください。「職務」内容として、「東京都立図書館における特別文庫資料の整備及び利用等」と書いてありますが、中身としては、主として江戸時代後期から明治時代初期の物語、地図類、錦絵などの特別文庫資料の整備及び利用等に関する事務です。これらの貴重な資料を取扱う際は、現代の日常生活では利用されていない崩し字等を解読する能力あるいは専門的知識が必要であり、そのためには豊富な技能の蓄積や裏付けが求められています。また、古い和書等は、その題名や著者名等の記載方法が多岐にわたり、資料の分類整理に当たっては、古書の取扱いに対する経験と知識が必要となります。そこで、任命に当たりましては、司書資格とともに特別文庫資料の取扱いに必要な専門知識を有すると認められる者を任命する予定です。任期は1年ですが、更新可能です。本日、御決定いただけましたら、4月1日から適用したいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

【川淵委員】 特別の知識を有する人を養成することは、教育庁が実施しているわけではないのですか。そういう人がいなくなるとは困りますものね。そういうことに対してはどう考えれば良いのかなと思いました。

【地域教育支援部長】 大学において古文書を扱っている文学部等から、こういう方は大変多く出ています。

【川淵委員】 育っているわけですね。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 これは何か条例に基づく規則ですか。

【地域教育支援部長】 いえ、非常勤職員を新たに設置するために規則を制定するもので、根拠はありません。

【竹花委員】 条例に根拠を置かないような規則は結構ありますか。



【地域教育支援部長】 はい。ちなみに、専門員は、図書館ではあと二つ同様の規則を設けて、特別の専門員を配置しています。

【竹花委員】 これは初めて設ける専門員ですか。

【地域教育支援部長】 特別文庫資料専門員は初めてです。

【竹花委員】 これをわざわざ設けなければいけないのは、何か理由がありましたか。

【地域教育支援部長】 専門職員の定数を1名削ったので、その分の補てんです。

【竹花委員】 わかりました。

【委員長】 ほかに御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件については原案のとおり決定してよろしいですか。——〈異議なし〉——では、本件については原案のとおり承認いただきました。ありがとうございました。

第9号議案 東京都教育委員会銃砲刀剣類登録審査委員規則の一部を改正する規則の制定について

【委員長】 第9号議案、東京都教育委員会銃砲刀剣類登録審査委員規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、同じく地域教育支援部長、よろしくお願ひします。

【地域教育支援部長】 第9号議案、東京都教育委員会銃砲刀剣類登録審査委員規則の一部を改正する規則の制定について説明します。本議案は、当規則を改正して、銃砲刀剣類の登録審査委員の定数を増員するものです。

議題の説明に入る前に、銃砲刀剣類の登録制度について説明します。第9号議案資料の2枚目、「参考資料」を御覧ください。銃砲刀剣類所持等取締法において、銃砲刀剣類の所持は原則禁止となっています。この所持禁止を除外するものとして、一般的なものは、許可を受けて所持する場合と、登録を受けたものを所持する場合があります。許可制度は特定の用途に要する銃砲刀剣類、例えば競技や狩猟などに対して、アルコール中毒者や住居の定まらない者などの欠格条項を明示して特に許可するもの

で、都道府県公安委員会が行っています。

これに対して、登録は、銃砲刀剣類の美術品的な価値あるいは骨董品的な価値に着目した制度で、都道府県教育委員会が登録することになっています。登録は、登録審査員の鑑定に基づいて行います。登録審査員は、銃砲又は刀剣に関し、学識経験のある者のうちから都道府県の教育委員会が任命し、都道府県教育委員会の指示を受けて銃砲刀剣類の鑑定の職務に従事することとなっていますが、現在、東京都教育委員会では13名の委員を任命しています。

「2 登録事務の流れ」を御覧ください。新規に登録するものは、基本的には遺品の整理等によって発見される場合が多くあります。登録しようとする者は、発見した場所を所管する住所地の警察署にまず届出をします。発見届を受けた警察署は、発見届出済証を発行するとともに、届出者の住所地の都道府県教育委員会に登録希望通知書を送付します。登録しようとする者は、この発見届出済証と銃砲刀剣の現物を、教育委員会が実施する登録審査会に持参し、登録審査員の審査を受け、登録証の交付を受けます。教育委員会は、登録したものを公安委員会に通知する、このような流れになっています。

現在、都では、登録審査会を毎月、国内のものと輸入するものの二つに分けて実施していて、申請者は毎回40人から60人程度、持ち込まれる銃砲刀剣類は1回につき約120件あります。一つ一つが大変多岐にわたっていますので、所要平均時間は10分ですが、物によって1時間かかるものもあるため、開始時間の1時間前から並んでいるというのが現在の状況で、待ち時間の平均が2時間になっています。そこで、今回、登録審査員を増員して審査体制を拡充することによって、この待ち時間を短縮し、都民サービスの向上を図りたいと考えています。

登録審査員の定数及び任期は、東京都教育委員会銃砲刀剣類登録審査委員規則において定めることとなっています。登録審査員定数は、現在13名以内と規定されていますので、これを「20名以内」に改めて増員しようと考えています。実際には、現在、刀剣の窓口を三つ、銃砲の窓口を一つ設けていますが、増員によって刀剣の窓口を一

つ増やして実際の登録時間の短縮を図ろうと考えています。

今回、増員する中に警察関係者も改めて含めたいと考えています。既に、私どもと警視庁の生活環境課あるいは警視庁の人材情報センターとの間で、人材確保について協議を行っているところです。財団法人日本美術刀剣協会事件というものが2年前の2月にありまして、事務所の倉庫から、ほとんどが無登録の刀が600振りが見つかりました。警察からも、鑑定書を発行してきた刀剣関係者と業者との間になれ合いの関係ができていることが事件の背景にあるのではないかという指摘がありました。このことから、登録事務において、審査員と刀剣業者が緊張関係の中で公平公正な審査が確保されるよう、審査体制の充実を図るとともに、待機時間の短縮を含め、審査のサービスの向上に寄与していきたいということで、今回、制定をお願いするものです。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございませんか。いかがでしょうか。

【内館委員】 確認です。びっくりしたのですが、この審査会1回当たりに40人から60人が、毎月2回開いて、そして2時間待ちですか。

【地域教育支援部長】 はい。

【内館委員】 すごいですね。それほどあるものですか。

【地域教育支援部長】 今、全国で登録しているものが250万本あります。

【瀬古委員】 銃砲も含めての数字ですか。

【地域教育支援部長】 銃砲も含めてです。銃砲は、火縄銃などの古いもので、そうたくさんあるものではありません。

【瀬古委員】 狩猟用も含まれますか。

【地域教育支援部長】 いいえ、骨董品<sup>こつとう</sup>などです。

【竹花委員】 全国で250万本の中で、東京都教育委員会ほどのくらい登録していますか。

【地域教育支援部長】 登録件数は約30万件です。

【竹花委員】 250万のうちの30万ですか。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 銃砲についてはいかがですか。

【地域教育支援部管理課長】 銃砲については、30万のうち3パーセント程度です。

【竹花委員】 いずれもどのような場所に保管されていますか。

【地域教育支援部長】 登録されたものの多くは個人が所有しています。国宝的なものは美術館などにあります。

【竹花委員】 銃器などを個人に持たせているのでしょうか。

【地域教育支援部長】 はい。

【瀬古委員】 猟銃もですか。

【地域教育支援部長】 いえ、猟銃は登録の対象外です。登録は美術品が対象です。

【瀬古委員】 これは美術品だけのことですか。

【地域教育支援部長】 猟銃などの一般的な所持許可は警察の管轄です。

【川淵委員】 公安が担当しますね。

【瀬古委員】 所持許可とは違うわけですね。

【地域教育支援部長】 はい。

ちなみに、刀剣でも青龍刀のようなものは美術品として認められていません。玉鋼で製造された古来からの製法による刀だけが登録の対象になります。

【内館委員】 それでも、2時間待ちで10分とは、大学病院のようですね。

【川淵委員】 病院のことを考えれば、2時間は別に長いわけではないけれども、コストはどうなっていますか。申請をする際に申請費用を徴収していますか。

【地域教育支援部長】 はい。

【川淵委員】 差し引きゼロというわけではないでしょう。

【地域教育支援部管理課長】 登録に際して、審査は有料で、1振り6,300円の登録審査手数料がかかります。

【川淵委員】 それで収支は、審査費用ととんとんぐらいになっているのですか。

【地域教育支援部長】 審査そのものは大赤字ではありませんが、実は、刀剣は、登録以外の業務が大変多く、例えば全国の都道府県から、事件が起きた際の照会などが多くありまして、調べるだけで大変な時間がかかるということがあります。

【瀬古委員】 これは、一回登録したら再度登録することはないのですか。

【地域教育支援部長】 ありません。

【瀬古委員】 一回登録したら、ずっとそのままですか。

【地域教育支援部長】 そうですが、登録証には持ち主の名前が入っていません。ですから、一回登録すると、それがずっと付いてくるのですが、私どもでは登録原票というものを保管してしまっていて、ここには名前が入っていますので、持ち主が変わるたびに届出をしていただくことになっています。

【瀬古委員】 元々ある物なのに、なぜ、新しいものが次々と出てくるのですか。

【地域教育支援部長】 もともとあるものですが、祖父や曾祖父<sup>そご</sup>などが蔵にしまっていた物が、亡くなった時の遺品整理の際に出てくるわけです。江戸時代には、日本中に何百万本とあったものです。

【内館委員】 再登録というか、誰かが持っていた物が、その人が亡くなって、伝票に名前を記すために再登録をするわけですね。それを怠る人はいないですか。例えば、私が許可されて刀を持っていたとして、私が死んだ後で訳のわからない人に渡ってしまって、その人は刀剣類を持つべき人間ではなかったとしたら、どうなりますか。

【地域教育支援部長】 実際には、名義変更の手続がされておらず、違法状態になっているものが少なからずあるかと思います。

【内館委員】 絶対にありますよね。

【地域教育支援部長】 名義変更も、実際に亡くなってから10年、20年たってから申請してくる例もあります。

【内館委員】 そうですか。

【委員長】 ほかに御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。―― 〈異議な

し) ——では、原案のとおり承認いただきました。

第10号議案 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の  
制定について

【委員長】 第10号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について、説明を、福利厚生部長、よろしく申し上げます。

【福利厚生部長】 第10号議案、東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

改正の理由ですが、小笠原村の母島に新たに職員住宅を新設することに伴い、規定の整備をするものです。

改正概要ですが、第二号住宅は、離島などの僻地の学校に勤務する教職員のために整備される住宅ですが、この第二号住宅である小笠原（母島第二）住宅が竣工しますので、別表等に住宅の名称及び位置を加えるものです。

施行日は、本日、御審議いただいて御承認いただければ、平成24年4月1日となります。

「参考資料」として、住宅の概要について記載してあります。今回、小笠原村母島字静沢に、2階建て1棟、戸数4戸の小世帯住宅を建設します。小笠原村母島に所在する公立小・中学校に勤務する教職員住宅としての新設です。

説明は以上です。よろしく御審議をお願いします。

【委員長】 ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。 ——〈異議なし〉 ——では、本件についても原案のとおり承認いただきました。

第11号議案 「東京都障害者スポーツ振興計画」の策定に関する意見聴取

について

【委員長】 第11号議案、「東京都障害者スポーツ振興計画」の策定に関する意見聴取について、説明を、教育政策担当部長、よろしくお願いします。

【教育政策担当部長】 「東京都障害者スポーツ振興計画」の策定に関する意見聴取について説明します。

本議案は、本日、別添資料として添付してありますが、東京都知事から、平成24年1月20日付けの文書によりまして、東京都スポーツ振興基本計画の障害者スポーツ編となる「東京都障害者スポーツ振興計画」を策定したいので、スポーツ基本法第10条第2項の規定に基づき、東京都教育委員会に意見を求める旨の照会がありましたことから、その回答について付議するものです。

A3判第11号議案資料「4 添付資料」に記載してありますが、知事名の公文の写し、「東京都障害者スポーツ振興計画（原案）」の概要としてA3判資料、「東京都障害者スポーツ振興計画（原案）」としてA4判の資料を添付しています。また、スポーツ基本法の根拠規定ですが、第10条の規定を「4 添付資料」の欄に記載してあります。

本日は、A3判の議案資料に基づき、「東京都障害者スポーツ振興計画」の概要等について説明します。

まず、計画策定の経緯等ですが、三点あります。一点目が、障害者スポーツはこれまで主に医学的なりハビリテーションを目的に行われてきましたが、近年は、これに加え、レクリエーションや健康の維持・増進を目的とした、生涯スポーツへと発展してきていまして、障害者スポーツが、豊かな生活を送るための生涯スポーツとして広く認知されてきている状況があります。

二点目は、都では、複数の部署で実施してきましたスポーツ施策を、平成22年7月にスポーツ振興局を設置することにより、一般スポーツと障害者スポーツを一元化し、スポーツ行政として一体的に推進する体制を整備しました。

三点目は、昨年8月に施行されたスポーツ基本法において、その基本理念の一つに、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進されなければならないという、新たに障害者スポーツに関する項目が設定されました。

こうした点を踏まえ、今回、計画を策定することとしています。資料の右側は、「東京都障害者スポーツ振興計画（案）」の概要と「東京都教育ビジョン（第2次）」に掲げています「子供の体力向上と健康づくりの推進」に関連する事業を整理・比較したものです。

まず、「東京都障害者スポーツ振興計画」の基本理念ですが、「誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、それぞれの年齢や技術・興味・目的に応じてスポーツを楽しむことができる社会」の実現、いわゆる「スポーツ・フォア・オール」の実現を目指すことが東京都スポーツ振興基本計画の考え方です。さらに、障害者スポーツ振興計画の中では、福祉的な観点も十分に踏まえ、障害のある人も、ない人も、誰もがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指すこととしています。

具体的な取組として、三つの視点と五つの施策の展開により障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ活動を推進していくこととしています。

具体的な施策展開と東京都教育委員会が行っている事業との関係についてですが、視点1の「情報発信・理解促進・普及啓発」については、東京都教育委員会では、毎年、実績あるアスリートを学校や部活動に派遣し、児童・生徒との直接の交流を通して、その生き方や考え方に触れ、子供たちはその夢を育んだり、意欲を持ったり、また、競技力の向上を図っていく、こうした取組を進めています。アスリートには、障害者スポーツの第一人者である、例えば車いすバスケットボールの選手等を含めて派遣しているところで、本事業を通じて障害者スポーツの理解促進・普及啓発に寄与しているものと考えています。

また、視点2の「スポーツ活動を継続するための環境整備」については、都立学校の施設開放事業の一環として、障害者スポーツ団体に対する施設の貸出しを行うなど、



障害者スポーツの活動場所として都立学校施設を提供しています。

さらに、視点3「取組体制の強化」として、障害者スポーツ競技団体の組織力や競技力向上のための体制整備については、都立特別支援学校の部活動などにおいては地域の指導者を積極的に活用するなどの取組を実施しており、このことは指導者育成に向けた支援に寄与すると考えています。

このように、「東京都障害者スポーツ振興計画」と「東京都教育ビジョン（第2次）」は、その理念と施策の方向が一致していると考えています。また、障害者スポーツの環境が整備されることは、障害がある児童・生徒の教育の充実にとっても有意義であると考えます。したがって、資料の左側の「3 意見聴取に対する考え方及び回答」のところに、今申しました趣旨をまとめてありますが、東京都教育委員会としては、本計画の策定に「異議なし」と回答したいと考えています。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いします。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

**【瀬古委員】** これは、都立特別支援学校でこういう事業を行うということですか。

**【教育政策担当部長】** 都立特別支援学校でも当然行っていますが、障害を持つ方も、持たない方も一緒に交流しながら進めていくという考え方です。

**【瀬古委員】** 対象は子供から大人までということですか。

**【教育政策担当部長】** はい。子供から高齢者まで対象としています。

**【委員長】** ほかに御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件については、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、本件につきましても原案のとおり御承認いただきました。

以上で審議事項を終了しまして、報告事項に移ります。

## 報 告

(1) 「統一体力テスト及び広域歩数調査」の結果について

【委員長】 報告事項(1)「統一体力テスト及び広域歩数調査」の結果について、説明を、指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 「統一体力テスト及び広域歩数調査」の結果について、報告資料(1)に基づいて報告します。

今回報告しますのは、統一体力テストと広域歩数調査と2種類あります。これまで、体力テストは一部抽出で都全体では実施していましたが、それ以外にも、区市町村教育委員会や都立高校が独自に実施していました。独自に実施していた関係で、対象学年や調査時期が不統一でしたので、今回、都として体力テストを一本化して実施したものです。

実施することにより、平成22年度までは6万3,250人の6.7%でしたが、平成23年度は約91万人で96.4%の児童・生徒についての体力調査を行うことができました。また、これだけ多くのデータが集まりましたので、児童・生徒一人一人にも丁寧に実施結果を還元することができました。

報告資料(1)の3枚目に「小学校高学年個人票」の見本を付けてありますが、このような形で、個人の記録だけではなく、最下段には「体力テストの結果についてのコメント」とあるように、個々の結果について、種々のコメントが付けられるようになっていきます。

「種目別判定グラフ」にあるように、AからEまでの判定を行いますが、これについては更に2枚後ろに参考資料として「体力・運動能力調査種目別得点表及び総合評価(小学生の例)」として、握力であれば何キロだと何点、上体起こしであれば何回できれば何点になるというような得点換算表があり、これらの総合点数からAからEまでの5段階になるようになっていきます。それについての認証票を児童・生徒に返す形で、かなり細かく生徒に還元することができるようになりました。

広域歩数調査については、体力と身体活動量との関係は非常に深いのではないかとされていますが、実態調査そのものの例がなく、結果的に現在まで、残念ながら、活動や運動量がどのくらい必要であるかという目安もありませんでした。そこで、今

回、児童・生徒の活動量と密接な関係があるだろうと思われる歩数について、広域調査を実施しました。調査によって得たデータから、今後の児童・生徒の発達・発育に必要な活動量のガイドラインを設定できるのではないかと、そうした研究の基礎資料になるのではないかとということで実施しました。

本件調査については、資料2ページの「イ 実施規模」を見ていただくと、全部で135校、1万6,100人がこの調査に参加しました。9月から10月までの任意の2週間を設定して実施しましたが、全国でも、自治体が歩数と体力の関係を大規模に実施した調査はこれまでありません。また、世界的に見ても、カナダで、約1万1,000人の子供の歩数調査を実施した例はありますが、これだけの大きな数で、歩数だけではなく、生活そのものと体力とを関連させたような調査そのものはありませんでした。そういう意味では非常に画期的な調査ができたと自負しています。

こうした調査自体が今まではなかったものですから、今後、こうした調査を行うに当たっては、これがある程度の標準になるのではないかと考えています。

結果について少し触れます。資料の後半にA3判横の別紙2、別紙3があり、別紙2では統一体力テストの結果、別紙3で広域歩数調査の結果概要をまとめてありますので、この中の幾つかを取り上げて説明します。

まず、別紙2の「1 調査結果の概要」です。「(1) 体力・運動能力調査結果」については、○印の四つ目に、「小学校では、長座体前屈と50m走が全国平均値を上回っている。」、○印の五つ目に、「中学校、高校では、全ての種目が全国平均値を下回っている」ということが、大きな内容としてあります。

「(2) 生活・運動習慣等調査結果」について、緑色の冊子の20ページの下欄を御覧いただきますと、「運動やスポーツをどのくらいしていますか」として、小学校6年生、中学校3年生、全日制高等学校の3年生について見ると、小学校6年生で運動やスポーツを全くしていないのは4%、中学3年生になると10%、全日制高等学校3年生では25.8%と、学年が上がるに従って運動をしていない子の割合がますます増えていくということで、さらに、男子と女子を比べると、その傾向は女子の方が高いことがわかりました。

結論から申しますと、体格等については全国平均値を上回っていますが、体力的に

はまだ低い状態にあると言えます。

体力的には東京都の児童・生徒は低い状況ですが、新体力テスト開始以降13年間という長い目で見た場合、別紙2の右側、「3 新体力テスト開始以降13年間の推移」の欄の下段、網かけしてある箇所に総括してあります。小・中・高校全体として、上体起こし、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走などの一部のものについては上昇傾向にあることがわかりました。また、都立高校はまだ低い状態という感じがしますが、小・中学校においては、この改善状況が目立つようになってきたと言える結果が出ているのではないかと思います。

別紙3を御覧ください。広域歩数調査についてです。これは、大勢の児童・生徒に歩数計を持ってもらい、実際に歩数を調べたものです。

広域歩数調査については、紫色の冊子の17ページを御覧ください。実際に児童・生徒がどのくらい歩いているかという歩数調査の結果が、学年別、男女別、平日と休日など分類して載っています。大まかに見て、小・中・高校生全体を併せると、平均して1日に1万歩です。校種別では、小学生が約1万1,000歩、中学生が約9,000歩、高校生が8,000歩強というように、当初予想していたよりもかなり少ない歩数であることがわかりました。

別紙3の資料にお戻りください。具体的な数字は紫色の冊子の17ページの表のとおりですが、少しまとめると、「1 調査の結果」の棒グラフにあるとおり、小学校から中学校、高等学校へと進むに従って、歩数が徐々に減ってきていること、小・中学校においては、男子と女子では男子の方が多いのですが、高校生になると男女の差がほとんどなくなってくるという結果が出ています。

この歩数調査の結果をもう少し分析してみますと、校内での活動の割合が約35%、部活を含めた授業以外での校外活動の割合が約65%ということで、学校における授業中の活動量としては個人差がほとんどなく余り変わりませんが、その他の活動が約65%を占めており、これが児童・生徒の活動量の差に現れてきていることがわかりました。また、休日の平均歩数が平日よりも少ないということは、学校へ行って帰ってくるだけでも随分と歩数は稼げているわけですが、休日で学校へ行かない場合、ほとんど運動しない児童・生徒も中にはいるということで、全体的に平均歩数が減ってき

ています。

ただ、これについては非常に個人差が激しく、「2 調査結果の分析」に載っているように、小学校の男子生徒で、休日でも10万歩近い歩数を記録する児童もいますし、1万歩に全く届かない児童もいるので、生活スタイルそのものが児童・生徒の歩数に影響し、当然、それが身体活動量にも影響していることが明らかになってきました。

再度、紫色の冊子を御覧ください。45ページの質問5で「家の近くに、放課後や休日に一緒に遊んだり、運動・スポーツをする友達はいますか。」と質問しています。「大勢いる」、「少しいる」、「あまりいない」と色分けしてありますが、回答に従って下がってきています。要するに、近くに一緒に運動したり遊んだりする友達が大勢いる子は歩数も多いし、運動量も多いです。一緒に遊ぶ友達がいないと、どうしても歩数が減ってしまうということがありますので、友人関係の影響が大きいことが明確になってきました。

総合的な評価を申し上げますと、小・中学校においては歩数と体力・運動能力との結果には関連性が高いことが、数値に基づいて言えることが明確になりました。ただ、高等学校においては、それほど関連性が見られませんでした。恐らく、高等学校の場合は通学に相当の時間がかかったり、距離があつたりしますので、それを加えると差がなくなってしまうのではないかというような分析を、今、行っているところです。

報告資料（1）の3ページにお戻りください。「4 本調査の主な分析結果」として何点か載っていますが、四点だけ触れます。

一点目として、○印の1番目です。「長期的に低下している子供の体力を、平成24年度には全国平均にまで向上させる」という目標を立てて、現在、様々な施策を打っているわけですが、現時点で、小学校の長座体前屈と50m走については達成することができました。その他の種目についても向上傾向にあることから、今後も児童・生徒とともに励んでいきたいと考えています。

二点目として、○印の5番目です。歩数調査の結果、学年が上がるに従って身体活動量が減少しています。高校3年生になると4人に1人が全く運動をしていないという実態もあり、こうしたことが中・高校生の体力運動の低下に結びついているのだら

うと言える可能性があります。

三点目として、先ほど、休日に10万歩近い歩数を記録している男子児童がいると申しましたが、大変な運動量がある児童・生徒と、ほとんど動いていない児童・生徒と、この両極化が見られます。では、運動量が多い子供に対してはどうするかというと、当然ながら、運動をそれだけすれば、事故やけがの可能性があるので、そうしたことがないように指導をしなければいけないと思います。また、運動が少ない児童・生徒については運動量をもっと増やすような働きかけをしなければいけないと考えています。

四点目として、登下校時や学校内での生活そのものではそれほど差がないのですが、それ以外での差が運動量の差になって体力や運動能力の差になってくるので、授業以外の場面への働きかけも合わせて行わなければいけません。そうしたことから、学校だけではなく、家庭や地域との連携を更に進めなければいけないと、現在、分析しているところです。

今後の方向性ですが、当初、児童・生徒の歩数は1万3,000歩くらいあるのではないかと想定して、生活活動ガイドラインとして、児童・生徒に1万5,000歩歩こうと勧める目標を設定しました。しかし、残念ながら、実際は約1万歩とかなり下回りました。ただ、ガイドラインは下げないで、この1万5,000歩をそのまま踏まえ、さらに、学年別、男女別、個人別にいろいろ差があることが明確になったので、個々人に応じた形での取組を、今後詳しく具体的に策定していかなければと考えています。また、学校での授業以外の部分でかなり差が顕著ですので、家庭、地域、学校が連携した取組を対策として考えていきたいと思っています。

これらについては、平成24年度策定予定の「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」に反映させていきたいと考えています。

説明は以上です。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの報告に対しまして、何か御質問、御意見がございますか。

**【内館委員】** 広域歩数調査は大変画期的で、今までになかったということですので、資料はないかもしれませんが、東京以外の地方で、多少なりとも、どのくらいの

歩数かわかる資料はありますか。

【指導部長】 歩数そのものの調査は非常に少なく、過去にあったものも、どこかの学校の先生が、自分のクラス、その学年のもの調査をしたものがあつたくらいです。その調査を併せて1万3,000歩くらいと想定を立てました。

また、どの地方でよく歩いているかなどの細かい調査結果は、残念ながらありません。

【内館委員】 例えば北海道であれば、小学生が2万歩だった、九州だったら何千歩だったというような数字はないわけですね。

【指導部長】 残念ながら、ありません。

【内館委員】 わかりました。

【川淵委員】 すばらしい資料を作成してもらい、本当にありがたいと思います。

宇都宮のある幼稚園が、1984年に、園児に歩数計を着けて測定したら、1日平均1万6,000歩歩いたそうです。そのうち半分は幼稚園で歩いて、あとの半分は家に帰ってから遊んだということですから8,000歩ずつだったわけです。それが、13年後の1997年に調査したら、1万1,100歩だったそうです。それは、幼稚園にいる間は8,000歩で同じでしたが、家に帰ってからの3,000歩だったそうです。その1万1,100歩が更に9,000歩まで落ちているそうです。

私は、うちの孫は外遊びをしなくて運動能力がゼロなので、どうだろうと思い、歩数計を着けて1週間測定したら、平均して二千何百歩でした。私から見ると、今回の調査の数字は結構良い数字という印象があります。ただ、1万5,000歩という目標は絶対に必要だと思います。

歩数計を、調査対象の児童・生徒全員によく渡せたな、そのことで予算等で大変だったろうなと思いました。歩数計を渡さないとなかなか測定してもらえないので。大変な調査を実施したと思います。これは是非継続して調査してもらいたいと思います。

うちの孫もそうでしたが、歩数計を着けていると、ここは歩こう、エレベーターはやめて階段を歩こうということになります。私もそうです。大体、私は歩数計を着けても1,000歩しか歩きません。あるとき、これはまずいと思い、サッカー協会の11階まで毎日昇ろうとしたのですが、途中の5階くらいで息切れがしてしまい、無理をす

ると心臓に良くないと思ったことがあります。大人になってしまうと、本当に歩かないですね。

そういう意味では、幼い頃から、1日に1万5,000歩くらい歩かないと体に良くない、体のためには良いことだという意識を持たせて、本当は幼稚園・保育園の頃から対応しなければいけないわけですが、我々は都立高校のことしかできないというならば、高校生にそういう意識を植え付けることが大事だと思います。

校外の活動量が約65%というのも少し違和感があります。幼稚園と高校生を対比すると、外へ出る活動量は高校生の方がはるかに多いでしょうけれども。ある田舎の幼稚園で、園児を毎朝何キロ走らせるという園長さんがいて、幼稚園では勉強など教えてなくていいから、いかに体を鍛えるかということを行うべきであると、テレビで放映していました。やはりそういうところから連携をとって、小さい頃に、歩くことがいかに大切かという刷り込みをする必要が絶対にあると思います。

この資料はいろいろなところの参考になると思うし、これは継続して実施していくということですか。

**【指導部長】** 毎年行う方が良いのか、何年かに1回定期的に実施した方が良いのか、それは検討していきます。

**【川淵委員】** 全国の参考になると思うので、その個人票をいかに高めていくかということで、個人自身の目標設定ができますね。調査結果を個人に渡しているところがまた良い点で、全部の調査を知っているわけではないですが、本調査は近年まれに見る良い調査だったと高く評価します。

**【指導部長】** ありがとうございます。今回の調査においては、調査方法にも工夫をしまして、例えば、歩数計を着けると、低学年の児童などは喜んで走り回って数字が上がるのを楽しみにしてしまうということもありますので、2週間連続して記録してもらい、そのうち実際にこの調査に用いた記録は後半の1週間だけです。前半の1週間は、面白くて動き回るということがあり、1週間経過すると、ある程度普通の生活になるだろうと想定しました。そうした調査方法なども他では実践していないでしょうから、これもまた今後の調査研究の中での標準にしてもらえらると思っています。



【委員長】 ほかにはよろしゅうございますか。

【竹花委員】 この歩数計は、東京都教育委員会が用意して児童・生徒に提供したのですか。

【指導部長】 そうです。

【竹花委員】 調査の後、回収しましたか。

【指導部長】 その後も記録してもらおうということで、差し上げました。

【川淵委員】 差し上げた方が良いでしょうね。

【竹花委員】 歩数計でも、今、能力が高いものと、そうでないものといろいろありますが、今回の調査で用いた歩数計は、ある程度の速度で歩かないと計測しない歩数計もありますが、家の中でゆっくり歩いたものも1歩と数えるものでしょうか。

【指導部長】 昔のように、物理的な揺れで計測するものではなく、センサー付きで歩数が正確に計測できるものを配りました。

【川淵委員】 レベルが高いですね。

【竹花委員】 自転車に乗っているときは、その歩数計は計測しますか。

【川淵委員】 計測しないのではないですか。

【体育健康教育担当課長】 自転車に関しては、歩数計は計測しないことになっていまして、ここから省かれています。

【竹花委員】 高校生などは自転車通学をしている生徒もいますから。自転車も体力向上には良いのですが、計測されないのですね。

もう一つは、この調査対象になった児童・生徒の体力という点で、体力調査の方とつないだものがあるかもしれません。非常によく歩いている児童・生徒の体力が高いという調査の結び付きはありませんか。

【指導部長】 今回の調査では、歩数とそれぞれの体力との関係についても分析していまして、紫色の冊子の48ページに、歩数と統一体力テスト合計点との関係ということで、分布状況を示していまして、相関関係が高いか低いかがわかるようになっています。この一つ一つを見ると、関係がどのように強いのかはわかりませんが、51ページに、統一体力テストの総合得点でAからEまでの5段階に分かれまして、この5段階との関連では、徐々に右下がりになってくるように、総合得点が高い児童・生徒

は歩数が少ないことがわかります。

【竹花委員】 その総合得点というのは何でしたか。

【指導部長】 報告資料（1）の4枚目の参考資料、「認証票」を御覧いただきますと、体力テストで行ったそれぞれの種目結果から出てくる点数です。

【竹花委員】 こういうものの総合評価と歩数との関係についてはどうですか。

【指導部長】 総合評価が高い児童・生徒は歩数が多いという結果になっているグラフであるということは、そういうことが読み取れると考えています。

【竹花委員】 例えば中学校の女子については、どのように見ますか。

【指導部長】 Aが左側の緑です。Eが右の方のブルーで、右に行くに従って総合成績が下がっていくわけですが、それと同じように歩数も徐々に下がっていています。

【竹花委員】 なるほど、これはかなり有意差がありますね。

中学2年生は非常に有意差があるのに、中学1年生に有意差がないというのは、面白いですね。何でしょうね。

【川淵委員】 幼稚園に対しては、東京都としてはこのような調査はできないわけですか。

【指導部長】 協力をお願いすればできると思います。

【川淵委員】 幼稚園についても調査してほしいですね。幼稚園に刺激を与えることが大事だと思います。

【竹花委員】 歩くことが体力向上につながると言えるかどうかですね。

【川淵委員】 体力向上ということよりも、人間の基本的動作ですからね。体力向上という言い方が正しいかどうかというと甚だ疑問ですが、歩かなければ人間は終わりですからね。それは医学的にも証明されるでしょう。だからやはり体力向上ですかね。

【内館委員】 横綱審議委員を務めていたとき、やはり偉い方たちが多いわけですが、足がすごく弱っている方が多かったです。国技館の階段を昇るのも結構大変で、いつも車で移動しているような人たちは足に影響が現れると実感しました。

【川淵委員】 それは間違いないです。いろいろな意味で、歩くことは全ての原点

だから、理屈抜きですよ。

【委員長】 ほかに、御質問、御意見はございませんか。では、引き続き是非、この調査の継続をよろしく申し上げます。この件については、報告として承りました。

(2) 条例案を教育長の臨時代理で処理したことについて

【委員長】 報告事項(2)、条例案を教育長の臨時代理で処理したことについて、説明を、地域教育支援部長、よろしく申し上げます。

【地域教育支援部長】 報告事項(2)、条例案を教育長の臨時代理で処理したことについて、報告します。

条例案文を修正したのは、東京都立図書館条例の一部を改正する条例案です。本条例案については、平成23年12月22日の東京都教育委員会で御承認いただきました。その後、総務局文書課との調整の中で、図書館法が規定する項目の順序に従い条を起こすこととしました。図書館法は15条で任命基準を、16条で定数等を規定しています。それと合わせることで法律との関係性がより明確になり、法制上より適切であるという観点から修正が必要と判断しました。

修正の内容は、条文そのものについては変更しません。単に、第四条2項を「第四条」として独立させるものです。本来であれば、東京都教育委員会の議案として修正案を提出すべきところですが、平成24年4月1日の図書館法の改正に合わせるためには2月3日までに知事決裁を受け、平成24年第1回都議会定例会に付議するため、東京都教育委員会の権限委任等に関する規則第二条の二の規定により、2月2日に教育長の臨時代理により処理しました。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。本件について、何か御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件について原案のとおり承認いただけますか。——〈異議なし〉——では、本件についても原案のとおり承認いただき、報告として承りました。

### (3) 第8期東京都生涯学習審議会建議について

【委員長】 報告事項(3)、第8期東京都生涯学習審議会建議について、説明を、同じく地域教育支援部長、よろしくお願いします。

【地域教育支援部長】 都道府県の生涯学習審議会は、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律に基づき任意に設置できるもので、現在、36の都道府県で設置されています。東京都生涯学習審議会も、この法律に基づく条例で設置されていますが、その所掌は、教育委員会等の諮問に応じ答申をすることと、自発的に意見を表明する建議の二つです。今回は、この建議を報告するものです。

第8期東京都生涯学習審議会の経緯ですが、平成20年1月の中央教育審議会答申において、新しい学習指導要領でのキャリア教育の充実が求められました。それに基づき、小・中・高等学校の指導要領が改訂されたこと、また、平成20年12月に中央教育審議会のキャリア教育・職業教育特別部会で、今後におけるキャリア教育・職業教育の在り方の審議が始まっていたことがあります。こうしたことを背景に、平成22年6月10日の東京都教育委員会において、「学校と企業等の連携」の在り方について、とりわけ失敗例の分析などについて御意見をいただき、テーマ設定も御確認いただいた上で、審議会委員20名の任命について決定をいただきました。その名簿は、建議の冊子の最後のページの裏側に記載してあります。

第8期東京都生涯学習審議会は、平成22年7月に発足し、全体会、専門部会及び起草委員会を併せて14回開催しました。詳細は、本文の最終ページの「第8期東京都生涯学習審議会審議経過」に記載してあります。

審議会では活発な御議論をいただき、「学校と企業等の連携」の現状と課題の整理、今後、連携を促進するための考え方、新たな施策案について検討を行いました。去る1月31日の第6回審議会全体会において建議がまとまり、2月6日に、第8期東京都生涯学習審議会の遠藤会長から教育長にこの建議が手渡されました。

本建議のポイントですが、まず、その目的は、「子供・若者を自立した社会人・職業人として育成することを目指し、キャリア教育の課題を整理し、学校と企業・大学・NPO等との連携をより一層進めるための方策を提案」することにあります。建

議のタイトルは、「子供・若者の『社会的・職業的自立』を目指した教育支援の総合的な方策について」です。

中央教育審議会答申では、「社会的・職業的自立」という用語は幾度も用いられていますが、その定義については言及していないため、東京都生涯学習審議会として、今回、概念整理を行いました。報告資料（3）の左下に、「社会的自立」を、「生活していくために必要な技能や知識を身に着けること、社会の中で基本的なルールを守り、人々と協力する態度を取れることなど、他者との関係を作る力を付けること。」としました。また、「職業的自立」を、「その人のやりたいこと、得意なことを自覚し、その上で職業適性を踏まえ、その職業を通じて現実の社会の中で貢献し、生計を立てられていること。」と定義し、社会的自立と職業的自立の両方の要素を満たし、一体的に捉えられるべきものが「社会的・職業的自立」であるとして整理しました。

資料の右上に移ります。「社会的・職業的自立」を目指す教育支援の場面で、企業、NPO等に期待される役割は、体験学習を通じ、このような大人になりたいという「大人のロール・モデル」を子供や若者に提示し、彼らに社会を実感させることであると指摘しています。子供・若者自らが気付いて考えていく中で、学ぶ意欲、働く意欲を引き出すことが重要となります。

次に、（4）の東京都教育委員会が進めるべき企業・大学・NPO等との連携の方策について、公立小・中学校への支援と都立学校への支援に分けて提案されています。

まず、「ア 公立小・中学校への教育支援について」のうち、公立小・中学校支援の方策として、基本的には既存事業の拡充となりますが、区市町村教育委員会との連携を進めながら、学校教育に地域の人々等がボランティアで協力する学校支援ボランティア推進協議会について、現在、22の区市、643校で実施されているものを、全ての区市町村に広げていくことを述べています。また、地域における小・中学校段階の子供への支援方策として、放課後や週末等に小学校等を活用し、地域の方々の協力を得て、安全・安心な子供の居場所を提供する「放課後子供教室」について、現在、51の区市町、1,025教室で実施されていますが、その指導者に対する研修内容の充実などについて取り組むべきとしています。

「イ 都立学校への教育支援について」では、都立高校について記載しています。

一点目は、高校生の「学ぶ意欲」、「働く意欲」を引き出す教育支援プログラムを開発・設計しようというものです。企業・大学・NPO等と連携することにより、全ての都立高校生に社会を実感させ、働くことの意義や社会に貢献することの意義を伝え、納税者となるための自覚を促す教育支援プログラムを導入する取組を進めること、そして、実施時には、企業・大学・NPO等との多様な人材を確保し、プログラムの内容に応じた社会人講師を派遣することを提案しています。

二点目は、高校中途退学者への対応です。都立高校では、これまで、中途退学者の未然防止策に積極的に取り組んできましたが、依然として3,600名を超える中途退学者を出している状況があります。加えて、進路未決定のまま都立高校を卒業していく者も約3,600名います。中途退学者の未然防止とともに、中途退学者への支援施策を充実させることが重要になります。都立高校を中途退学した者を対象に、中途退学に至った経緯や背景の把握・分析を行い、効果的な施策を打ち出すことが必要となっています。特に重要なことは、中途退学者と社会とをつなぐ役割を担うことです。例えば、復学などの学び直しの機会の提供や職業訓練機会への接続支援等の施策の必要性も提案されています。

「ウ 企業・大学・NPO等との連携を推進するために」では、建議にあった提案を着実に実施し、企業等との連携を推進していくために東京都教育委員会に求められることとして、一つ目に、学校側の要請に応えるために教育支援を行う企業・大学・NPO等とのネットワークを更に拡大していくこととしています。二つ目に、企業・大学・NPO等の教育支援活動の意義や効果を学校側に伝えることが必要であるとしています。審議会としては、「社会的・職業的自立」を目指した教育支援を通じ、「自己目的のみを追求する生き方ではなく、社会の中で自らの役割を認識し、より良い社会作りを目指しながら、自己実現を遂げる子供・若者」を育成していくという立場に立って建議をまとめた後書きで述べています。

最後に、今期東京都生涯学習審議会の委員には、様々な角度から教育支援を実際に実践してきた方々が揃っています。去る1月31日の審議会の場でも、委員の皆様から、建議を提案するだけでなく、実現することが我々の役割でもあるという言葉をいただいています。今後は、東京都生涯学習審議会委員の皆様をはじめ、多くの企業・大

学・NPO等との関係者の中で、教育支援の輪を拡大していく取組を進めてまいります。

以上で建議についての報告を終わります。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に対しまして、いかがでしょうか。御意見、御質問がございますか。

【竹花委員】 これは建議ですから、こういう建議でしたという報告は承りました。

ただ、東京都生涯学習審議会の中で、こういうことは議論されたのかということについて、二、三お聞きしたいと思います。

「ア 公立小・中学校への教育支援について」の欄があります。個々の目的に照らして考えられる公立小・中学校におけるこの種の教育については、今、中学2年生で実施されている5日間連続の職業体験の活動があると思います。この職業体験について全く触れていませんが、それは、そういうものは必要ないというお話だったのでしょうか。

【地域教育支援部長】 インターンシップについては、平成22年度で、約6割の高等学校で、また、職場体験は8割以上の中学校において導入されていることは承知しています。ただ、この議論の中で、インターンシップを導入することが、単に職場体験をしているにとどまっている場合が大変多いとあります。もっと言いますと、単にインターンシップを体験すれば良いというような風潮すらあるという御議論がありまして、インターンシップを実施すれば良いという話ではありませんでした。

【竹花委員】 それは、文部科学省が推進しようとしている方向性と全く逆の方向です。もう少し勉強すべきだと思いますが、東京都が5日間連続の職場体験を実施しているのは何パーセントか知っていますか。

【地域教育支援部長】 はい。

【竹花委員】 それは文部科学省のホームページを見ればわかりますが、平成21年度公立中学校における職場体験の実施状況等調査では、東京都は約36パーセントだったでしょう。全国平均が約19パーセントです。中学2年生の職場体験について、東京都教育委員会としてどう考えているのかということについて、私はまだ聞いていません。これを推進したのは、当時、東京都副知事の私です。よくここまで来てくれましたと、

文部科学省に私は感謝されています。この点について、キャリア教育の重要な柱の一つ、要するに、企業や地域の方々が出前授業を行うこととこの職場体験は、文部科学省としては大きな柱と考えています。

それについて、東京都生涯学習審議会ではほとんど議論がなされなかったことは、残念なことであると思います。この点を、一度、東京都教育委員会としてどのような方向で行うかについて、実態を含めて議論する機会を設けてもらいたいと思います。私が知る限り、実施している多くの区で、単に体験しているだけということにはなっていません。一度そういう体験集会に参加されたら良いと思います。私は、渋谷区のそうした体験をまとめた会議に出席しますので、一緒に行きましょうか。

もう一つは、企業の出前授業というものを実施している中学校が結構あります。小学校もあります。そうした問題については、東京都生涯学習審議会ではどのように議論されましたか。

**【生涯学習課長】** 建議の冊子の11ページの本文に、経済同友会で行われている活動内容が記載されています。

**【竹花委員】** 今、どの程度、中学校や小学校においてこうした企業の出前授業を実施しているのか、ということについてのきちんとした調査報告が書かれていますか。前生涯学習課長にこの点を調べてもらい、報告を受けたことがあります。そうしたことについては、ここでは議論がなされましたか。

**【生涯学習課長】** ほかに、小・中学校で外部団体と連携している実績について調査した結果として、出前講座だけではなく、外部団体と公立小・中学校が連携している実績としては、89.7パーセントということが、6ページの下から3行目に記載してあります。

**【竹花委員】** 6ページから7ページにかけて、「学校教育において、企業等の教育支援プログラムの活用が進まない理由」という表があり、余り進んでいないという実態が記載されていますが、こういう状態を改善するために、区市町村の小・中学校においてはどのようなことをすべきであると建議がなされていますか。

**【地域教育支援部長】** その点につきましては、学校支援ボランティア推進協議会を積極活用することによって、それを進めていこうと書いてあります。



【竹花委員】 残念ながら、この建議では、この問題についてもきちんとした議論がなされているとは思えません。こうした企業の出前授業が進まない理由の中に、ここでも一部触れられていますが、教育委員会として、どの時間帯に、どんな中身のものを、年間どの程度の時間、実施してもらうことが大事なのかということが示されていないことに一つの大きな理由があると思います。学校に実施しなさいと言っても、どの企業が協力してくれるかわからないということもありますし、どの時間を活用して行えば良いということもほとんど検討されないまま、学校任せになっているということもあるように思います。

そうした点も含めて、先ほど、職場体験の意義をどう考えるか、どう広げるかについて、東京都教育委員会においても議論すべきであると申し上げましたが、この点も併せて、一度議論の俎上<sup>そ</sup>に載せていただきたいということを強く要請いたします。

委員長、この点はよろしく願います。

【委員長】 私も、経済同友会その他から働きかけを受けていまして、もっと実施したいのに学校が受け入れてくれない、全体として制度ができていないというお叱りを随分受けていますので、その辺のことは議論する必要があると思います。

この委員名簿を見ると、私がしょっちゅうお叱りを受けているような方が全く入っていません。ですから、これはこれで一つの考え方として受け取るとして、今後、今、竹花委員がおっしゃったようなことも含めて、東京都教育委員会として議論を立ち上げる必要があると思います。

経済界、産業界の方から、新しい学習指導要領の第1期の部会長を務めていた際も随分と叱られました。総合学習の時間を減らすとは何事だということで、直訴を何度も受けていますから、その辺は痛いほど分かっています。ただ、そういう積極的な御意見をお持ちの方がこの中に入っていないので、少し残念だという気がします。

【竹花委員】 今、小・中学校の問題について申し上げましたが、都立高校のことについては、どのような形で行うのかについて、もう少し検討してほしいと思います。今更ですが、来年度のプログラムを研究してください。先ほど委員長がおっしゃいましたが、どういうキャリア教育が、子供たちに力を付けていくのかということについて、それなりの研究が必要だと思います。それは、効率的にキャリア教育の目的を達

成する上で大事なことと思いますが、その結果を待たなければこのステップを進められないとなりますと、時間がかかり過ぎます。

それとともに、小・中学校は、区市町村の教育委員会の責任が重いわけですが、都立高校についての在り様は私どもの責任です。したがって、都立高校におけるキャリア教育を、来年度から、全ての都立高校において、全ての生徒に行うことを基本的な方針としてどのように実現できるかを検討していただき、当委員会に報告をお願いしたいと思います。

【委員長】 わかりました。ほかにはよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ただいまの東京都生涯学習審議会建議については報告として承りましたが、今、御指摘のように、いろいろと不足した点があり、視点が違うといえればそれまでですが、その辺の問題については東京都教育委員会として議論していくことにしたいと思います。ありがとうございました。

#### (4) 平成24年度教育庁主要施策について

【委員長】 報告事項(4)、平成24年度教育庁主要施策について、説明を、教育政策担当部長、よろしくお願いします。

【教育政策担当部長】 平成24年度教育庁主要施策について説明します。

都教育委員会では、次年度の教育庁予算案が確定したこの時期に、毎年度、その予算を反映させた形で主要事務事業を整理し、その概要を主要施策として公表しています。教育庁主要施策の策定の趣旨ですが、報告資料(4)の1にあるように、東京都教育ビジョン(第2次)の「12の取組の方向」に基づいて各施策の方向性を明らかにし、次年度の事業を展開するために策定するものです。この主要施策は、「参考」の欄にもありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づき毎年度実施し、都議会にも報告しています、教育に関する事務の点検・評価の対象となるものでもあります。また、この時期は、区市町村においても次年度の教育施策あるいは施策の取組の方向について検討・決定していく時期であることから、その内容を区市町村へ周知することにより、東京都全体の教育振興を一層図っていく目的もあります。

そこで、平成24年度教育庁主要施策の具体的な内容についてですが、施策の重点化を図り、平成23年度と同様、30項目に集約しました。

A 3判の「補助資料」を御覧ください。本資料は、東京都教育ビジョン（第2次）と平成24年度教育庁主要施策との関係を一覧でまとめたものです。一番左側に東京都教育ビジョン（第2次）で掲げている三つの視点を、そして12の取組の方向、重点施策とし、中央部に平成24年度教育庁主要施策を、さらにその右側に平成24年度に具体的に実施していく主要事務事業を整理してあります。

一例だけ紹介します。A 3判資料の2枚目を御覧ください。「取組の方向」の「9 児童・生徒の『確かな学力』の向上」についてです。これに対する平成24年度教育庁主要施策として、四点掲げています。

一点目は、「確かな学力」を育てるための基本的な取組についてです。児童・生徒一人一人の学力の定着と伸長を図るため、東京都独自の学力調査を実施し、その分析結果を基に学力向上施策の充実並びに各学校における授業改善を推進していきます。また、都立高校においては、「学力スタンダード」を作成し、現在、全校で実施している学力向上推進プランの取組と併せて、PDCAサイクルによる授業改善等、生徒の学力向上を図っていくこととしています。

二点目は、進学対策の充実についてです。多くの生徒の進学希望をかなえるため、引き続き進学指導重点校等の指定を行うとともに、外部人材による自主学習の支援など、必要な支援を実施していきます。

三点目は、新学習指導要領で充実すべき重要事項とされている理数教育の振興についてです。小・中学校においては、研究協力校を指定するとともに、東京都全体の理数教育の振興を図るための検討組織を設置し、理数教育の課題を明らかにするとともに、その解決策について検討していきます。また、都立高校においては、「理数フロンティア校」を指定し、教育課程、教育内容等について研究・開発を進めるとともに、理数に関わるテーマ設定を行い、研究を行う部活動などを「理数教育チャレンジ団体」として指定することによって、理数分野に才能を有する生徒の力を一層伸長していきます。

四点目は、同様に新学習指導要領で充実すべき重要事項とされている言語能力の向

上についてです。児童・生徒の言語能力の向上を図るため、専門家を招へいた授業を展開するなどの取組によって、活字に親しむ学校づくりを引き続き推進していくこととしています。

このように、平成24年度に重点的に推進していきます事業や新規事業に絞った形でその取組の方向をまとめています。

次に、A4判の「別紙」資料、「平成24年度教育庁主要施策」を御覧ください。公表に際しては、この様式で公表しますが、できるだけ分かりやすい示し方、まとめ方ということで、本資料の5ページを御覧ください。ただいま説明した「取組の方向」の「9 児童生徒の『確かな学力』の向上」について、「子供を伸ばす」という見出しをつけ、「子供・若者の未来を応援する」という、東京都教育ビジョン（第2次）で掲げている施策展開の視点を踏まえて、各施策の冒頭に事業の概略や所管部名を記載し、分かりやすく、読みやすいようにしてあります。

なお、施策のそれぞれの内容については、ただいま説明した内容と同様のものを記載しています。

最初のA4判資料にお戻りください。今後の予定です。本日の委員会終了後に、東京都教育委員会のホームページに、教育庁主要施策の内容を掲載していくとともに、都立学校及び区市町村教育委員会に通知するなど、関係機関への周知を図っていきます。また、本年4月上旬に開催予定の教育施策連絡会において毎年度配付している主要事務事業の概要の中にも教育庁主要施策の内容を盛り込み、更に周知徹底を図っていきます。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございますか。よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――それでは、本件についても報告として承りました。

## 参 考 日 程

- (1) 定例教育委員会の開催

3月8日（木）午前10時

教育委員会室

(2) 教育委員会職員表彰式

本日 午後4時

ホテルフロラシオン青山

【委員長】 それでは、教育政策課長、今後の日程についてよろしく申し上げます。

【教育政策課長】 今後の日程です。定例ですと、次回は今月第4木曜日の2月23日ですが、現在のところ、議題等の案件がないため、次回定例会は3月8日、木曜日午前10時から教育委員会室で開催します。

また、教育委員会職員表彰を本日午後4時、ホテルフロラシオン青山で開催することになっています。

以上です。

【委員長】 よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——

それでは、引き続きまして、非公開の審議に移ります。ありがとうございました。

(午後0時9分)